

小矢部市文化財保護事業補助金の概要

対象となるもの

- ・曳山及び歌舞伎山等の修繕（修繕に際しては、指定文化財であることに十分留意してください。）
- ・曳山及び歌舞伎山等の維持管理施設（山蔵）の新設、増設、修繕等
- ・獅子舞の用具の修繕、破損等による新規購入（足袋、わらじなど消耗品的なものは対象となりません。）
- ・源氏太鼓、酒とり祭、願念坊踊、護国八幡宮宮めぐり神事、雅楽の用具の修繕、破損等による新規購入（消耗品的なものは対象となりません。）
- ・津沢夜高あんどん祭の用具の修繕、破損等による新規購入（消耗品的なものは対象となりません。）

補助金の額

◆ 曳山の修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額 （千円未満の端数は切り捨て） ただし、曳山の車輪・車軸の部分 に係る事業費については、2/3と なります。	限度額600万円
◆ 歌舞伎山等の修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額 （千円未満の端数は切り捨て）	限度額200万円
◆ 曳山・歌舞伎山等の維持管理施設 （山蔵）の新設・増設・修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額 （千円未満の端数は切り捨て）	限度額400万円
◆ 獅子舞の用具の修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額 （千円未満の端数は切り捨て）	限度額50万円
◆ 源氏太鼓、酒とり祭、願念坊踊、護国 八幡宮宮めぐりの神事、雅楽の用具 の修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額 （千円未満の端数は切り捨て）	限度額50万円
◆ 津沢夜高あんどん祭の用具の修繕等に 係るもの	事業費の2分の1に相当する額 （千円未満の端数は切り捨て）	限度額50万円 ただし、大行燈を保有 する自治会等は限度 額100万円

※ 既に交付を受けた場合の限度額は、限度額から交付済み補助金の合計額を差し引いた額となります。